

蟹江バスケットボール協会規約

第1章 名称

第1条 本会は「蟹江バスケットボール協会」と称する。

第2条 本会は、事務所を会長宅に置く。

第2章 組織

第3条 本会は、蟹江町に在住、在勤の者及びバスケットボール愛好者をもって組織とする。

第3章 目的

第4条 本会は、会員の資質の向上及び会員の親睦を図るとともに、スポーツの振興に寄与することを目的とする。

第5条 本会は、バスケットボールを通じ会員の健康維持、親睦、コミュニケーションを深めることを目的とする。

第4章 事業

第6条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 交歓ゲーム、競技大会の開催。
2. バスケットボールに関する技術の調査・研究。
3. バスケットボールに規則・審判に関する調査・研究。
4. その他、本会の目的の達成のための事業。

第5章 役員

第7条 本会に次の役員をおく。

会長 1名、

副会長 2名

会計 1名

監事 2名

第8条 会長は、本会を代表し会務を総括する。

副会長は、会長を補佐し会長事故ある時はその職務を代行する。

会計は、本会の会計業務を担当する。

監事は、本会の業務及び財産の状況を監査する。

第9条 役員の任期は、1年とする。但し、再任を妨げない。

第10条 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第11条 役員は、その任期が満了した後においても、後任者が就任するまで引き続きその職務を行う。

第12条 役員の選出は会長を総会の選挙で選出し、副会長・会計・監事は会長の指名とする。

第13条 役員は必要に応じ増員することができる。

第6章 会議

- 第14条 本会の会議は、総会及び役員会とする。
- 第15条 総会は毎年1回開催し、会長が必要と認めたとき又は会員の半数以上に要求があったときは、臨時総会を開催する。
- 第16条 役員会は、必要に応じて開催する。
- 第17条 会議はすべて会長が招集する。
- 第18条 総会は、会員の3分の2以上の出席をもって成立し、総会において次の事項を出席者の過半数をもって決議する。
1. 規約の改定に関する事項
 2. 事業計画及び収支予算に関する事項
 3. 事業報告及び収支決算に関する事項
 4. 役員の選任に関する事項
 5. その他会長に於いて、附議することを必要と認めた事項
- 第19条 可否同数のときは、会長がこれを決する。

第7章 会費及び会計

- 第20条 会員は本会維持費として半期 3,000円とする。
- 第21条 本会の経費は、会費及び活動助成金・委託事業費の収入をもってこれに充てる。
- 第22条 本会の会計年度は毎年4月1日始まり、翌年3月31日までとする。
- 第23条 会員は、スポーツ安全保険に加入とする。
- 但し、保険有効期間4月1日始まり3月31日までとする。

第24条 本会の事業報告、決算書は、毎会計年度の終わりに於いて調整し、監事を以って、決算終了後総会に報告を求めるものとする。

第25条 本会は、慶弔費等について次の範囲内で定める。

1. 見舞金については、本人が怪我（7日以上入院及び自宅療養）をした場合。
2. 香典については、本人、親族（配偶者及び1親族）
3. この範囲によらない事項は、その都度協議し、決定する。
4. 金品の受領に対しての返礼は行わないとする。

見舞金 金3,000円 香典 金10,000円 （本人）

金5,000円 （配偶者及び1親族）とする。

第26条 この会則に定めのない事項については、役員会の議決を経て別に定める。

附 則 本会則は、平成17年2月11日より之を実施する。